

2016. 10. 05

事務連絡
平成28年9月30日

公益社団法人日本小児保健協会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子健康手帳（任意記載事項様式）の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、母子健康手帳（任意記載事項様式）の改正に伴い、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区母子保健主管部（局）長あて通知いたしました。

貴職におかれましても、貴会会員に御周知いただくとともに、今後の母子保健事業の円滑な実施に御協力いただきますようお願ひいたします。

別添

事務連絡
平成28年9月30日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子健康手帳（任意記載事項様式）の改正について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）の一部改正により、B型肝炎が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種の対象疾病として追加されることに伴い、B型肝炎に係る予防接種の記録欄を母子健康手帳（省令様式）に追加するとともに、母子健康手帳（任意記載事項様式）から削除したところですが、母子感染予防のため健康保険の給付によりB型肝炎ワクチン接種を受けた方については、定期の予防接種の対象者から除くこととしているため、B型肝炎に係る定期の予防接種を実施する際には健康保険の給付によるB型肝炎ワクチンの接種歴を確認する必要があります。

つきましては、母子感染予防のため健康保険の給付によりB型肝炎ワクチン接種を実施した場合についても、定期の予防接種との重複を避ける観点から、母子健康手帳（省令様式）のB型肝炎に係る予防接種の記録欄に記録するよう各医療機関へ周知いただくとともに、都道府県におかれましては管内市町村に周知いただきますようお願い申し上げます。